

「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」に係る報告

重点検討項目①：経済・社会のグリーン化

経済・社会のグリーン化に向けては、事業者の環境に取り組む能力の向上や環境金融の拡大、環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されることの促進等が重要である。特に、事業者が物品等を製造・提供する際に、より高い環境性能を目指すことや、環境対応に際しての経済的インセンティブと社会的責任の観点が重要であることから、以下について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）に係る国の取組（国によるプレミアム基準の活用状況を含む。）
- b) 国が事業者に対して行う、ISO14001 や ISO26000 等を通じた環境課題への重点的な対応の促進の取組、及び当該対応の情報開示の促進の取組、並びに当該対応を行う事業者が NPO 等に評価・選択されるための国による普及促進の取組
- c) 機関投資家等に対する社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンス（ESG）投資等の環境投資の拡大に係る取組

① 環境基本計画における基本的方向性

- グリーン化がより一層進められた経済・社会において、各主体の活動が環境負荷を出来る限り削減した持続可能なものとなるためには、
 - ① 商品・サービス、金融市場において環境の価値が認められ、事業者に対し環境配慮を求める意識が浸透する
 - ② 供給者が環境配慮型の事業活動を行うとともに、需要者側に分かりやすい情報を提供する
 - ③ 消費者等にその情報が正確に届くことにより、環境配慮型の事業者や商品・サービスが評価・選択される、といった一連の取組により環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備をさらに進めることが必要である。
- 環境等の要素を評価基準として取り入れた環境金融の拡大により、資金の流れを持続可能な社会に寄与するものにしていくことが必要である。

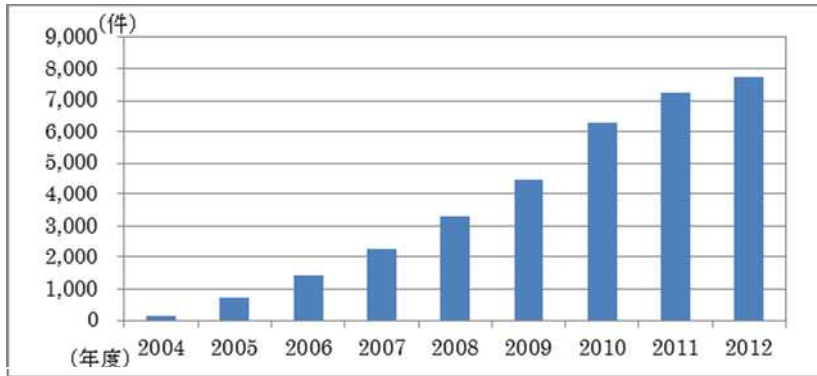
②現状分析

製品やサービスを購入する際に環境を考慮し必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入の実施率は地方公共団体が約81%（平成24年度）、上場企業が約75%（平成23年度）と高い水準で推移している。しかし、グリーン購入の推進を目的とした国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（以下、グリーン購入法）の特定調達品目の中には必ずしも環境性能の観点から市場において先駆的な基準とはいえない品目もあることから、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得るより高い環境性能に基づく「プレミアム基準」に係る国の取組が実施されている。平成24年度は、プレミアム基準策定ガイドラインを発行し、さらに、全国8か所で説明会を実施し周知を行った。平成25年度は、環境省において同ガイドラインを考慮した調達方針を策定し、それに基づく調達を実施している。他方、環境にやさしい製品に関する国民の意識は、「循環型社会に関するアンケート調査」（環境省）によると、「環境にやさしい製品の購入を心がけている」と回答した人の割合は、直近で実施した平成23年度の調査では約82%となっており、環境にやさしい製品に対して高い意識を持っていることがうかがえる。

環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されるための取組の状況としては、ISO14001の登録事業者数が平成18年度以降は約2万件程度で横ばいとなっているが、中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション21の認証事業者数は平成16年策定以降増加傾向にあり、平成24年度には7,729社が認証を取得している。また、事業者の環境に関する情報開示を推進するための国の取組の一つである環境報告書プラザへの平成24年度における環境報告書掲載企業数は842社で、のべ閲覧数は約17万ページビューとなっている。

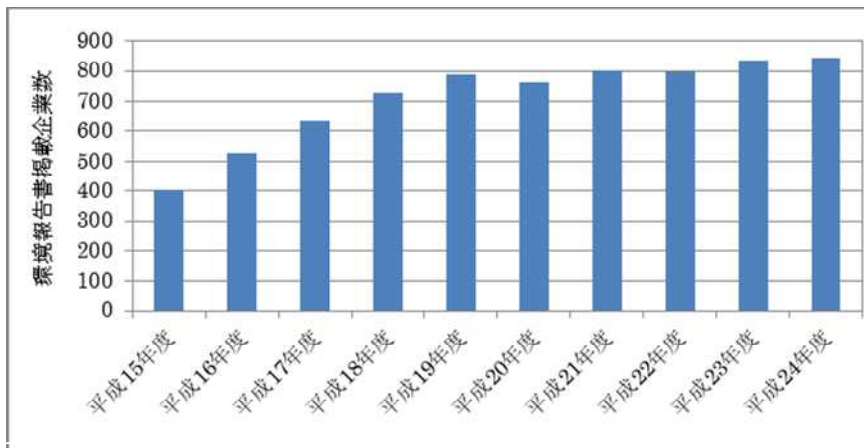
機関投資家等に対する社会的責任投資や環境・社会・ガバナンス投資等の環境投資の状況としては、公募SRI投資信託の純資産残高が平成19年をピークに減少傾向にあり、2,488億円（平成25年3月時点）となっている。国際的にみると、平成23年度の世界の持続的投資市場（Sustainable Investment）における日本の投資割合は0.1%程度（100億米ドル）（GSIA（Global Sustainable Investment Alliance）の推計による）となっている。国連責任投資原則や赤道原則等の国際的なイニシアティブ・金融行動原則が普及していく中で、国内でも「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に186の金融機関が署名（平成25年3月末時点）を行っている。

＜エコアクション 21 の認証事業者数＞



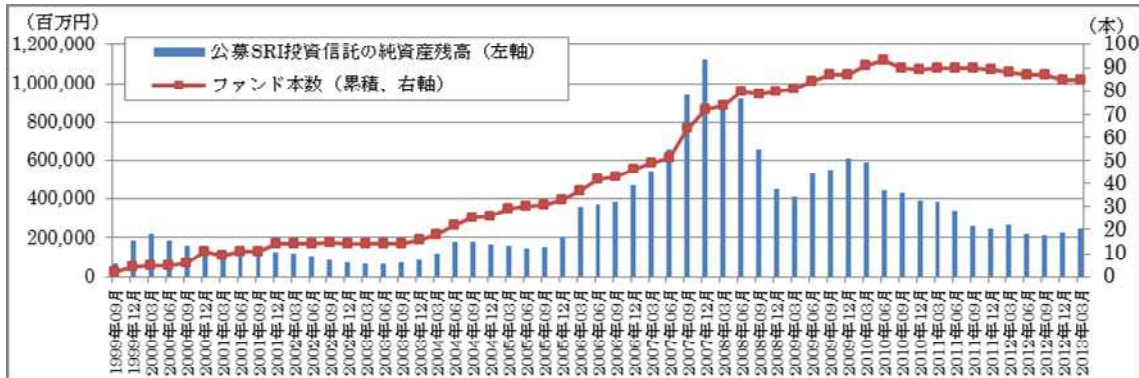
出典：一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション 21 中央事務局 資料より作成。

＜環境報告書プラザへの掲載企業数＞



出典：環境報告書プラザ (<http://www.ecosearch.jp/index.html>) 掲載企業リスト (経済産業省)

＜SRI 残高＞



出典：NPO 法人 社会的責任投資フォーラム (SIF・Japan)

注1) データは2013年3月末時点までのもの。

注2) 「SIF・JapanによるSRI投信の基準」※に依拠して作成されたもの。

※「SIF・JapanによるSRI投信の基準」＜広義のSRI (Broad-SRI) の考え方＞

以下の二つの原則を満たすものとする。

第一原則：最終的な資金の供給者(*1)の意思が確認できる広い意味での投資 (*2)

第二原則：投資プロセスでESG (環境・社会・企業統治) の一つ以上を考慮

(*1) 年金等を含む。

(*2) 広い意味での投資とは、通常の株式、債券、投資信託といった有価証券等への投資に加え、形式的には出資や融資の形をとるが、実質的には資金の供給者からは投資に近いと考えられる融資等 (市民風車への出資、コミュニティ投資など) も含む。

③主な取組状況等

国は、環境の価値が市場において適切に評価されるよう政策を企画立案・実施し、市場では供給されない公共的な財やサービスを安定に供給することが重要である。具体的には、ルールの設定、科学的知見や基礎的な技術の基盤の整備、政府調達などにおけるモデル的取組の実施と事業者としての率先実行、各主体間の調整・連携促進といった役割を果たすことが重要である。

このような考えの下に、以下のような取組を行った。

「環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）に係る国の取組（国によるプレミアム基準の活用状況を含む。）」

「プレミアム基準の活用による市場の更なるグリーン化」環境省

- 市場の更なるグリーン化を図るため、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）を国等の機関が設定した。
 - ・ 平成24年度は、プレミアム基準策定ガイドラインを発行（平成25年3月）し、国等、地方公共団体、事業者を対象として全国8カ所で実施したグリーン購入法ブロック別説明会において周知を行った。
 - ・ 平成25年度は、環境省において、同ガイドラインを考慮して平成25年度調達方針を策定し、それに基づく調達を実施している。

「国によるプレミアム基準の活用状況」各府省

- 各府省によるプレミアム基準の活用状況は以下の通り。
（環境省）

○ 環境物品等の調達の推進を図るための方針（平成25年4月1日）【抜粋】

（Ⅰ～Ⅱ 略）

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

（1～6 略）

7 環境本省においては、平成24年度判断基準の将来展開検討委員会において策定され、平成25年3月22日に公表された「プレミアム基準策定ガイドライン」に基づき、品質及び機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格について確保されている場合には、より環境性能の高い物品の調達に努める。本年度においては、以下のような基準や評価を満たしているものについては積極的な調達に努めるものとする。

- （1） 基本方針に定める品目のうち、グリーン購入法と上位互換である基準（エコマーク等）を満たした物品。
- （2） 基本方針に定める品目のうち、統一省エネラベルなど多段階評価によりその環境性能が評価されている品目（家電製品、蛍光灯照明機器及び自動車等）について、より上位の評価がなされている物品。

《国が事業者に対して行う、ISO14001 や ISO26000 等を通じた環境課題への重点的な対応の促進の取組、及び当該対応の情報開示の促進の取組、並びに当該対応を行う事業者が NPO 等に評価・選択されるための国による普及促進の取組》

＜中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業、グリーン経済における情報開示基盤の整備事業＞環境省

○ 幅広い事業者に対する環境マネジメントシステムの普及を図り、事業者の環境課題への重点的な対応を促すとともに、環境配慮を実施している事業者が適切に評価されることを促すため、事業者の環境配慮の取組に関する情報が的確に提供される仕組みを作った。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 環境省がガイドラインを策定した中小事業者向けの環境経営システムである「エコアクション21」では、企業に二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、化学物質使用量の削減を求めるとともに、環境活動レポートを作成・公表することになっている。平成24年度末で7,729社が認証を取得している。
- ・ 事業活動における環境負荷や環境配慮等の取組状況などの記載すべき指針を示した「環境報告ガイドライン」について、国内外の動向に鑑み改訂を行った。また、優れた環境報告書、環境活動レポート及びテレビ環境CMを表彰することにより、事業者の環境経営及び環境コミュニケーションへの取組を推進するとともに、環境情報開示の質の向上を図ることを目的とした「環境コミュニケーション大賞」を主催している。（平成24年度は合計279点の応募があった。）

＜経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討＞環境

省

○ 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、国内外の先進的な取組事例を収集し、経済社会を構成する事業者や消費者に必要とされる取組を促すとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図った。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 平成24年度は、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査、取組事例の収集、生物多様性とビジネスに関連する国際的な動向の把握を行うとともに、これらの結果を含む生物多様性と経済活動に関連するウェブサイトを作成し、公表した。
- ・ 平成25年度は、前年度の成果も活用して、業種ごとのガイドラインや目標の設定等、愛知目標の達成に向けた更なる施策の実施について検討を行う。

《機関投資家等に対する社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンス（ESG）投資等の環境投資の拡大に係る取組》

＜金融のグリーン化推進事業／地域低炭素投資促進ファンド創設事業＞環境省

○ 環境金融の普及促進のため、平成 23 年度に金融機関のイニシアティブにより策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動を支援するとともに、地域低炭素投資促進ファンドにより、環境に配慮した事業活動や低炭素プロジェクトに対する投資を促進した。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- ・ 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名金融機関は平成 24 年度末現在、186 機関に達した。
- ・ 平成 25 年度より、地域低炭素投資促進ファンドを創設し、環境に配慮した事業活動や低炭素プロジェクトを出資や利子補給により支援を行うことで、民間の環境投資を促進している。

＜環境報告書の効果的な情報開示に関する調査事業＞経済産業省

○ ウェブサイト「環境報告書プラザ」を運営し、国民、投資家、金融機関等が、企業、団体等の環境負荷、環境影響等に対する取組に係る情報をオープンに得られる場を提供した。

- ・ ウェブサイトの利用実績として、平成 24 年度は 842 社が環境報告書を掲載し、のべ約 17 万ページビューの閲覧数があった。

重点検討項目②：グリーン・イノベーションの進展

グリーン・イノベーションを推進していくためには、その基盤となる環境研究・技術開発を確実に実施し、かつその成果を社会に適用させていくことが重要である。特に、国が実施している環境研究・技術開発については、その全体を把握し、また社会実装状況についても確認していくことが重要であることから、以下について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 国(各府省)が実施する研究・技術開発の取組
- b) 国が実施した研究・技術開発成果の社会実装状況(サービス化も含む)

① 環境基本計画における施策の基本的方向

○ グリーン・イノベーションを推進していくためには、その基盤となる環境研究・技術開発を確実に実施し、かつその成果を社会に適用させていかなければならない。これらの要請を踏まえ、以下の方向性で取組を進める。

① 中長期の「あるべき持続可能な社会の姿」を念頭に置いた研究開発

東日本大震災に象徴されるように、その時々「あるべき持続可能な社会の姿」は常に変化しうる。これに臨機応変に対応していくためには、社会の備えるべきロバストネス(頑健性)やレジリエンス、効率性の整合を図る観点から、社会的、経済的、政策的な観点を踏まえた総合的な研究の実施により、目指すべき社会像を不断に追求するとともに、その研究の成果たる社会像を明示し、各個別領域において、それを旨とした研究開発を推進する。

② 技術パッケージとしての研究開発、政策手法の最適な組み合わせによるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションの推進のために、我が国の環境技術について個別の性能向上を目指すのみならず、技術パッケージとしての開発を促進しつつ、政策手法を最適なかたちで組み合わせ、環境技術の一層の普及に取り組む。

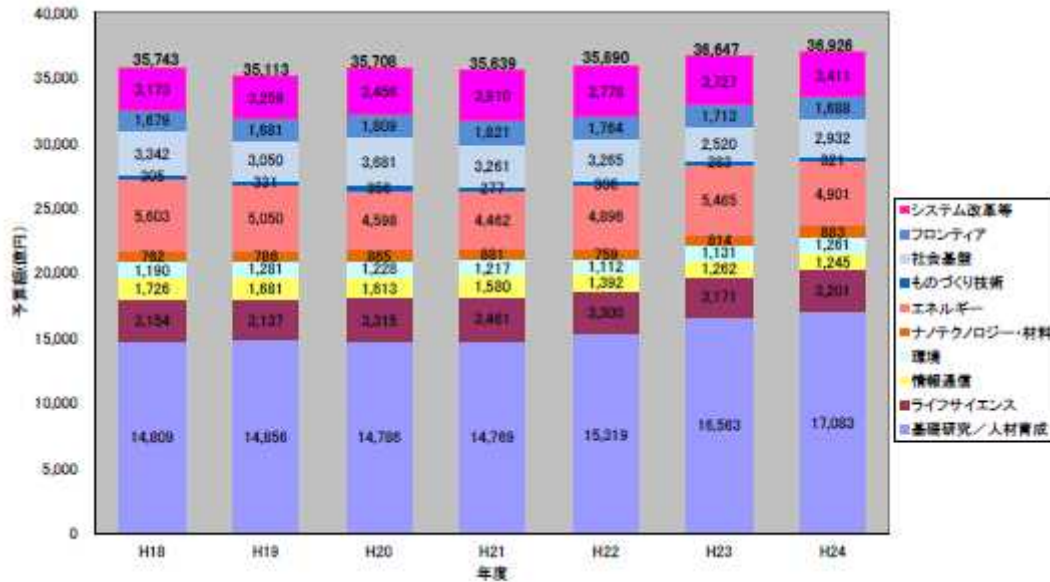
② 現状分析

○ グリーン・イノベーションを推進していくための基盤となる環境研究・技術開発の国の取組状況については、各省庁で様々な取組が実施されている。平成24年度の政府全体の科学技術関係予算の編成をみると、環境関連の科学技術予算は1,261億円となっている。平成24年度環境研究・環境技術開発の推進戦略フォローアップによると平成23～24年度にかけて脱温暖化社会領域で316件、安全が確保される社会領域で140件、循環型社会領域で

109件、自然共生型社会領域で75件が新規課題として採択された。

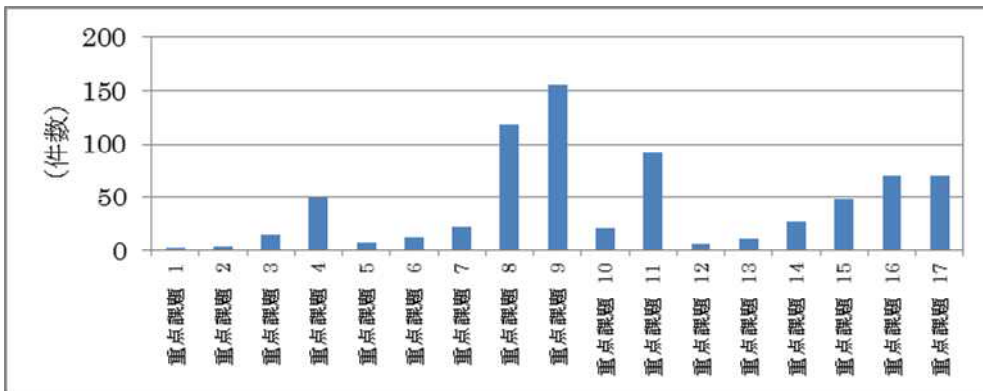
- また、環境技術の特許（PCT）出願状況をみると、日本国籍を有する出願人からは、平成19年以降、毎年250件以上が出願されており、平成23年の内訳を見ると大気汚染が約53%、水質保全・水質汚染が約24%となっている。

< 科学技術関係予算（当初）の推移 >



出典：内閣府科学技術政策 HP より

< 平成24年度環境研究・環境技術開発の推進戦略フォローアップ 重点課題別新規課題実施状況 > (平成23年度・平成24年度新規件数)



出典：平成24年度環境研究・環境技術開発の推進戦略フォローアップ 重点課題別新規課題実施状況（俯瞰表）（環境省）

注1) データは、平成23年度・24年度の新規採択案件数。ただし、平成24年度の採択件数については、平成24年3月31日現在で把握できた件数。

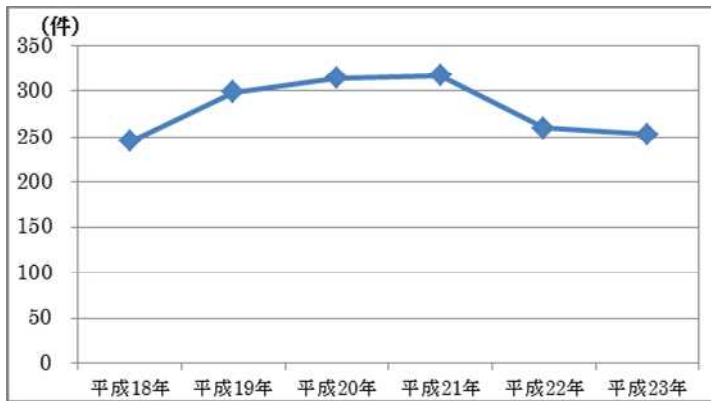
注2) データは、環境省により実施されている研究・技術開発全てと、その他府省で実施されている公募の研究・技術開発施策（事業）の中で環境分野に関連する課題を調査対象として集計されたもの。なお、環境省以外の府省における事業については、イノベーション推進事業（経済産業省）や、イノベーション創出基礎的研究推進事業（農林水産省）等、研究・開発シーズを新たな産業の創出等のイノベーションにつなげることを目的とした事業も含まれている。

(参考：重点課題の種類)

全領域共通課題	重点課題 1	長期的な国家ビジョンの中でのあるべき社会(持続可能社会)に係る研究	
	重点課題 2	持続可能社会への転換に係る研究	
	重点課題 3	アジア地域を始めとした国際的課題への対応	
領域横断的課題	重点課題 4	複数領域に同時に寄与するWin-Win型の研究開発	
	重点課題 5	複数領域間のトレードオフを解消する研究開発	
	重点課題 6	環境要因による社会への影響と適応	
個別領域課題	脱温暖化社会	重点課題 7	低炭素で気候変動に柔軟に対応するシナリオづくり
		重点課題 8	エネルギー需要分野での低炭素化技術の推進
		重点課題 9	エネルギー供給システムの低炭素化技術の推進
		重点課題 10	地球温暖化現象の解明と適応策
	循環型社会領域	重点課題 11	3R・適正処理の徹底
		重点課題 12	熱回収効率の高度化
		重点課題 13	レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築
	自然共生社会	重点課題 14	生物多様性の確保
		重点課題 15	国土・水・自然資源の持続的な保全と利用
	安全が確保される社会領域	重点課題 16	化学物質等の未解明なリスク・脆弱性を考慮したリスクの評価・管理
		重点課題 17	健全な水・大気循環

<環境分野全体の特許(PCT)出願件数等>

(環境分野全体の特許(PCT)出願件数)

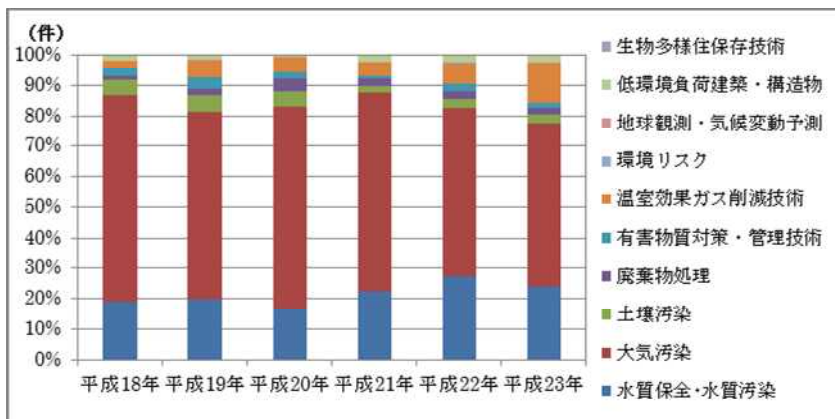


出典：平成23年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書(特許庁)

注1) 調査対象は平成17年～平成21年に出願(優先権主張)され、2012年2月時点でDWPI(トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社)に収録されている特許。

注2) PCT出願とは、特許協力条約に基づいてなされた国際段階の出願。

(特許(PCT)出願件数の各分野別割合)



出典：平成23年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書(特許庁)

注1) 出願人国籍は、再先の優先権主張国。

注2) 環境分野の各技術区分の出願件数の合計値における、各技術の出願件数の割合。ここで用いている、各技術区分の出願件数は、分野をまたいで出願されているものがあることから、一部ダブルカウントになっている可能性があることに留意が必要である。

③主な取組状況等

中長期的なあるべき社会像を追求するため、環境と経済・社会の観点を踏まえた統合的政策研究を推進するとともに、分野横断的な研究開発を行うことが重要である。

また、研究開発の成果である優れた環境技術を社会に一層普及させるためには、あらゆる政策手法を組み合わせ、環境技術に対する需要を増加させることが重要である。

このような考え方の下に、以下のような取組を行った。

《国（各府省）が実施する研究・技術開発の取組》

＜科学技術重要施策アクションプラン対象施策の特定＞内閣府

○ 「科学技術重要施策アクションプラン」において、「グリーンイノベーション」等我が国が直面している重要課題の達成に向け、最優先で進めるべき重点的取組等を設定するとともに、「科学技術に関する予算等の資源配分方針」において、当該アクションプランの重点的取組に該当するとして各府省から提案された施策について、目的・目標等、実施体制等の基準等を適用し特定した対象施策に資源配分の最重点化を行った。

「グリーンイノベーション」における重点的取組において、平成25年度のアクションプラン対象施策に特定された施策数は以下の通り。

- ① 技術革新による再生可能エネルギー利用の飛躍的拡大 - 10施策（概算要求額総額254億円、予算額206億円）
- ② エネルギー供給のクリーン化 - 1施策（概算要求額総額 70億円、予算額70億円）
- ③ 革新的なエネルギー供給・貯蔵・輸送システムの創出 - 6施策（概算要求額総額203億円、予算額156億円）
- ④ 技術革新によるエネルギー消費量の飛躍的削減 - 29施策（概算要求額総額578億円、予算額435億円）
- ⑤ 地球環境情報のプラットフォーム構築 - 6施策（概算要求額総額322億円、予算額228億円）
- ⑥ エネルギー・環境先進まちづくり - 5施策（概算要求額総額116億円、予算額106億円）

＜戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発（ALCA）＞文部科学省

○ 温室効果ガスの削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくため、今後の温室効果ガスの排出を大幅に削減しうる革新的な技術の研究開発を行った。

- ・ 平成24年度は、平成22～23年度に採択した課題を着実に推進すると同時に、新規課題の追加採択を行った。
- ・ 平成25年度は、既存採択課題の着実な推進を行うとともに、より早期に

温室効果ガスの排出削減効果を実現するような研究開発成果を得るため、新しい課題の追加採択を行った。

＜気候変動リスク情報創生プログラム＞文部科学省

- 地球温暖化への適応等に寄与する政策や対策の立案に資するとともに自然災害に対応する持続的な社会を構築するため、気候変動に関する生起確率やその影響を評価する技術を開発し、気候変動によって生じる多様なリスクのマネジメントを可能とする基盤的情報の創出を行った。
 - ・ 平成24年度は本事業の開始に当たり、公募の上で本事業の実施体制を決定し、既存の知見の整理を行うとともに、基盤的情報の創出に必要な気候変動予測モデル等の研究開発に着手した。

＜気候変動適応戦略イニシアチブ＞文部科学省

- 我が国が実施する地球観測と気候変動予測に関するデータを統合解析し、自治体等が行う気候変動適応策立案等に資する科学的知見として提供するための研究開発を行った。構成される2つプログラムの概要及び実施状況は以下の通り。
 - ① 「気候変動適応研究推進プログラム」（平成22～26年度）では、気候変動予測の成果を都道府県・市区町村などで行われる気候変動適応策立案に科学的知見として提供するために必要となる技術の研究開発を推進する。
 - ・ 平成24年度は、平成23年度に整備した基礎データを活用し、ダウンスケール手法、データ同化技術、気候変動適応シミュレーション技術に関するモデルの試作を行った。
 - ② 「地球環境情報統融合プログラム」（平成23～27年度）では、地球観測データ、気候変動予測データ、社会・経済データ等を統合・解析して地球環境情報を創出するための情報基盤となるデータ統合・解析システム（DIAS）の高度化・拡張を図るための研究開発を実施する。
 - ・ 平成24年度は、DIASの高度化・拡張に向け、ストレージサーバーを増強するとともに、利用促進を図るため、平成28年度以降の本格運用に備え、運用体制の設計・提案作業に着手した。さらに、国内の地球観測システムの統合に向け、各府省の地球観測事業のメタデータ等をDIASに登録する取り組みを開始した。

＜気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト＞農林水産省

- 我が国の温室効果ガス排出削減に果たす農林水産分野の役割の向上、アジア地域における農林業からの温室効果ガス排出削減並びに我が国の農林水産物の収量・品質の安定化に貢献するため、農林水産分野における温暖化緩和技術及び温暖化適応技術を開発する。
 - ・ 平成24年度は20研究グループに委託を行った。
 - ・ 平成25年度からは、気候変動等への的確な対応に資するため、新たに気候変動と極端現象の高精度の影響評価等に取り組む。

＜地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト＞

＜農林水産省＞

○ 「バイオマス活用推進基本計画」の達成に向けて策定された「バイオマス事業化戦略」に基づいて、「草本」（5年後に実用化レベル）、「木質」（10年後に実用化レベル）及び「微細藻類」（20年後に実用化レベル）を対象に、地域の産業、生活に必要な燃料等として低コストで安定供給する技術等を開発するとともに、農山漁村において、現在、多くが未利用となっている熱エネルギーを施設園芸等で効率的に利用する技術を開発する。

- ・ 平成24年度は4研究グループに委託を行った。
- ・ 平成25年度からは、農山漁村において、多くが未利用となっている中・低温の熱エネルギーを施設園芸等で効率的に利用する技術を開発するため、新規課題を追加した。

＜国土交通省技術基本計画（グリーンイノベーション関連）＞

＜国土交通省＞

○ 国土交通省の技術政策の基本方針を明示し、それを踏まえ、今後取り組むべき技術研究開発や技術の効果的な活用方策、重点プロジェクトの推進、国土交通技術の国際展開等の取組を示すもので、平成24年12月に策定した。（計画期間は平成24年度から平成28年度）

当該計画では、「今後取り組むべき技術研究開発」として162件の技術研究開発を実施することとしており、特に優先度の高い政策課題の解決に向け、分野横断的な一連の取組を7つの重点プロジェクトとして位置付け、重点的に推進することとした。この重点プロジェクトのひとつとして、『グリーンイノベーションプロジェクト』（※）を位置付けている。

今後、実施体制を確立の上、プロジェクトを推進し、適宜フォローアップを行う。

※『グリーンイノベーションプロジェクト』

エネルギー・資源の安定確保と気候変動問題という重要な課題に対すると同時に、我が国の優れた技術として産業競争力の強化を図るため、再生可能エネルギー開発や省エネ等のエネルギー・資源の有効活用、社会インフラのグリーン化、自然共生等の総合的・横断的な政策展開に資する技術研究開発を行い、豊かで活力のある持続可能な成長を実現するエネルギー・環境先進社会を実現するプロジェクト。

＜環境技術実証事業＞

＜環境省＞

○ 環境技術の普及促進及び実証方法の確立を図るため、中小企業等が開発・保有する先進的環境技術に対し、環境保全効果等について第三者による客観的な評価指標を用いた実証を行った。

- ・ 平成24年度には自然地域トイレし尿処理技術分野、有機性排水処理技術分野等の8つの技術分野において77の技術実証を行い、同年度末までに延べ520の技術実証を行った。平成25年度からは、再生可能エネルギーへの関心等を踏まえ、新たに中小水力発電分野における実証を開始する予定で

ある。

＜環境研究・技術開発推進事業＞環境省

- 環境研究・技術開発を効果的に推進し、その成果の社会還元を一層進めるため、環境分野における民間レベルを含めた研究開発動向の把握・整理等を目的に、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月中央環境審議会答申）のフォローアップ及び改定に向けた検討等、主に3つの事項を実施し、研究開発の評価の充実等を図る。
 - ・ 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」のフォローアップについて、平成24年度は環境省や他省庁等で実施している61の研究開発事業を対象として、採択課題の概要を確認し、同戦略の進捗状況について確認した。平成25年度には中間フォローアップ、平成26年度には総括フォローアップを行う予定である。

＜環境研究総合推進費＞環境省

- 環境政策貢献型の競争的研究資金について、環境省が求める研究開発テーマを提示して公募を行い、外部専門家・有識者等による事前評価を経て採択された課題を実施した。公募に当たっては、中長期的視点から重点的に取り組むべき課題と目標を示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月中央環境審議会答申）の重点課題ごとに研究開発テーマ（行政ニーズ）の設定を行い、行政ニーズに適合する研究・技術開発等を採択・実施した。
 - ・ 平成24年度には、東日本大震災復興特別会計を財源とし、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策への貢献を採択要件とする採択枠（復興枠）を新設し、除染やがれき処理等に係る研究開発に着手し、一般枠 196課題、復興枠 29課題、計225課題の研究開発等を実施した。
 - ・ 平成25年度は、一般枠165課題、復興枠23課題、計188課題の研究開発等を実施している。

＜環境研究・技術開発の実施体制の整備＞環境省

- 研究開発の担い手となる民間企業や大学等の研究開発主体への研究開発支援を充実させ、環境ビジネスの創出を含む環境産業や学術研究の振興を図った。
 - ・ 平成24年度は、地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）により、65件の技術開発事業を実施した。
 - ・ 平成25年度は、地球温暖化対策技術開発等事業については、新規公募を行わず継続事業のみを実施し、新規事業としたCO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業により、技術開発事業を実施予定である。

《国が実施した研究・技術開発成果の社会実装状況(サービス化も含む)》

＜社会還元加速プロジェクト「環境・エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用」＞内閣府

- 持続可能な社会の構築のため、「バイオマス利活用」やこれを実現するための社会システム改革を行うことを目的とし、各省個別施策の共通目標に向けての誘導や各省の研究開発の融合促進を継続的に実施した。また、バイオマス利活用に係る実証については、各省の取組の連携強化・融合を図った。
 - ・ 平成 24 年度は、タスクフォース会合を 2 回開き、平成 23 年度まで行われていた各実証研究の総括を行った。

＜漁船等環境保全・安全推進技術開発事業費のうち、電動漁船等地球環境保全型漁船の技術開発事業＞農林水産省

- 二酸化炭素排出の大幅な削減に資する省エネルギー効果の高い電動漁船を開発することを目的とし、船外機漁船等を対象とした漁船の電動化システムの開発・実証を行う。
 - ・ 平成 24 年度は、電動船外機船の性能試験を全国 2 箇所を実施するとともに、新たに電動船内外機船の実証試験を全国 1 箇所を実施した。
 - ・ 平成 25 年度は、電動船外機船の長期利用による稼動データ計測等の実施及び、船内外機船について、エネルギー効率の改善の実証及び稼動データ計測等の実施を行う。

＜環境研究・技術開発推進事業＞環境省
(再掲のため、内容は省略)

＜環境研究総合推進費＞環境省
(再掲のため、内容は省略)